

令和4年（行ウ）第302号・令和4年（行ウ）第446号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原告



参加原告



被告 千代田区長

訴えの変更（被告変更）申立書

令和4年 / 2月 2日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 山下 幸夫



参加原告訴訟代理人弁護士 大城 聡



同 福田 隆行



同 熊澤 美帆



同 久道 瑛未



第1 申立の趣旨

令和4年（行ウ）第302号・令和4年（行ウ）第446号事件にかかる訴えのうち、請求の趣旨第2項に係る訴えの被告を、

千代田区長

から、

千代田区環境まちづくり部道路公園課長 谷田部継司
に変更する。

第2 申立の理由

被告から、令和4年11月8日付答弁書4頁において「千代田区においては、支出命令を行う権限は被告から被告の補助機関たる各課長等に委任されている」ため、被告は権限を有しない旨の指摘がなされた。

期日間に、被告指定代理人に確認したところ、下記の職員に委任したことが判明したので、請求の趣旨第2項に係る訴えにつき、被告変更の許可を申し立てる。

記

千代田区環境まちづくり部道路公園課長 谷田部 継司

〒102-8688

東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所内

以上